

議案第24号

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年8月23日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年三田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の保育又は入園に係る私立幼稚園就園奨励費に関する事務における個人番号の利用については、なお従前の例による。